

## 総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成30年9月3日（月）  
午前9時

場 所 第2委員会室

### ～審査内容～

- 1 議案第74号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
(税務)
- 2 議案第75号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について  
(税務)
- 3 議案第76号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について  
(税務)
- 4 議案第85号 埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 建築主体・付帯工事）請負契約の締結について  
(教育総務)

## 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要

### 1 条例改正の趣旨

平成30年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、山陽小野田市税条例の規定整備を行うもの。

### 2 主な改正の内容

#### (1) 個人の市民税（平成33年1月1日から適用）

（市税条例第24条、第34条の2、第34条の6、附則第5条第1項）

#### ア 均等割等の非課税基準の変更

多様な働き方が増えつつある中、様々な形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げ、同時に基礎控除を同額引き上げ、現行の非課税判定に影響しないよう、控除の振替を行う。

#### ●均等割等の非課税基準の変更について

区 分	改正前の非課税基準	改正後の非課税基準
<b>【均 等 割】</b>		
控除対象配偶者及び扶養親族がない場合	前年の合計所得金額が28万円以下である場合、均等割非課税	前年の合計所得金額が38万円以下である場合、均等割非課税
〃 がいる場合	前年の合計所得金額が $\{28万円 \times (扶養人数+1) + 16万8千円\}$ 以下である場合、均等割非課税	前年の合計所得金額が $\{28万円 \times (扶養人数+1) + 26万8千円\}$ 以下である場合、均等割非課税
<b>【所 得 割】</b>		
控除対象配偶者及び扶養親族がない場合	前年の合計所得金額が35万円以下である場合、所得割非課税	前年の合計所得金額が45万円以下である場合、所得割非課税
〃 がいる場合	前年の合計所得金額が $\{35万円 \times (扶養人数+1) + 32万\}$ 以下である場合、所得割非課税	前年の合計所得金額が $\{35万円 \times (扶養人数+1) + 42万\}$ 以下である場合、所得割非課税

#### イ 基礎控除額等の見直し

合計所得金額2,400万円超の納税義務者に係る基礎控除について、控除額が逡減・消失する仕組みを設ける。

前年の所得割の納税義務者の合計所得金額	控除額	改正前の控除額
2,400万円以下	43万円	33万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円	
2,450万円超2,500万円以下	15万円	
2,500万円超	適用なし	

このことに伴い、個人の市民税における調整控除（注）について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者には調整控除を適用しないこととする。（注）平成19年度の税源移譲に伴い生じる負担増を調整する控除。

ウ 法人市民税の申告手続の電子化（平成32年4月1日から適用）

国税と同様に、資本金1億円超の法人等に対し、平成32年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人市民税の申告手続の電子化を義務付けることとする。

(2) 市たばこ税（平成30年10月1日から順次適用）

（市税条例第92条、第93条の2、第94条、第95条、第96条、第98条）

ア 市たばこ税の税率引上げ

国と地方のたばこ税の配分比率1：1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。

なお、平成31年4月1日に予定されている旧3級品紙巻たばこに係る税率の引上げは平成31年10月1日に延期する。

（税率：円／1,000本）

実施期間等	合計			(参考) 国のたばこ税
		道府県 たばこ税	市町村 たばこ税	
【一般品】 現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円
平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円
平成32年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円
平成33年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円
【旧3級品】 現行	4,656円	656円	4,000円	4,656円
平成31年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円

※旧3級品紙巻たばこ・・・わかば、エコー、しんせい、ウルマ、ゴールデンバット、バイオレットの6種類

イ 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの課税方式について、以下の措置を講じる。

(ア) 課税区分の新設 (平成30年10月1日から適用)

喫煙用の製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設ける。

(イ) 製造たばこのみなし規定の整備 (平成30年10月1日から適用)

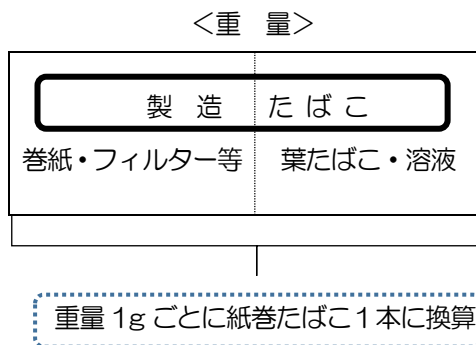
加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなすこととし、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことする。

(ウ) 紙巻たばこの本数への換算方法の見直し (平成30年10月1日から順次適用)

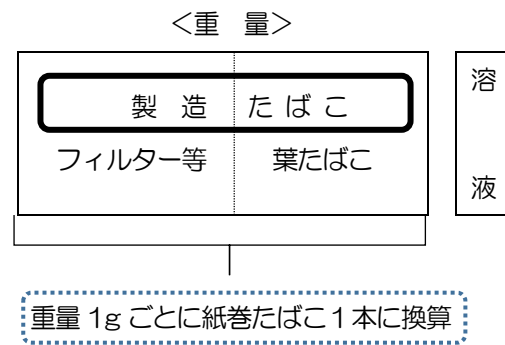
加熱式たばこの課税標準について、現行の「製品の重量に基づき算定する方式」から、「重量と価格に基づき算定する方式」に、平成30年10月1日から5段階に分けて移行させる。

●改正前の加熱式たばこの換算方法 ※課税区分は「パイプたばこ」に分類

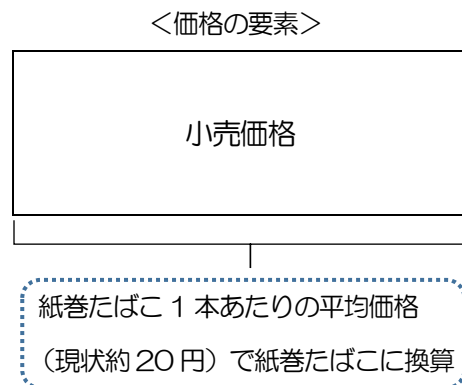
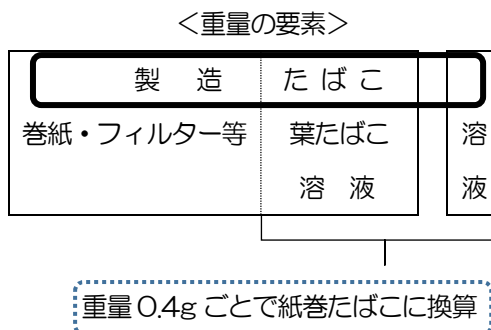
◎直接加熱方式（アイコス、グロー）の場合



◎間接加熱方式（ブルーム・テック）の場合



●改正後の加熱式たばこの換算方法 ※新課税方式「加熱式たばこ」の課税区分を新設



※「重量」と「価格」の要素は、1：1の比率で紙巻たばこに換算

加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する。

紙巻たばこの一本の金額に相当する金額（約20円）をもって、加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこの0.5本に換算する。

実施期間等	課税標準
現行	現行換算本数×1.0
平成30年10月1日	現行換算本数×0.8+新換算本数×0.2
平成31年10月1日	現行換算本数×0.6+新換算本数×0.4
平成32年10月1日	現行換算本数×0.4+新換算本数×0.6
平成33年10月1日	現行換算本数×0.2+新換算本数×0.8
平成34年10月1日	新換算本数×1.0

ウ 卸売販売業者等に対する手持品課税の実施（平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3段階で実施）

税率の改正に伴い、旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率の価格で販売することによる不当利得を防止するため、税率の引上げの目前に売渡し等が行われた製造たばこであって国のたばこ税の手持品課税の対象となるものを、同日に販売のために所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、税率の引上げ分に相当するたばこ税を課税（手持品課税）することとする。

(3) 固定資産税

ア 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の見直し

「わがまち特例」（国の示す割合を参酌して一定の範囲内において特例割合を条例で定める課税標準の特例措置をいう。）が講じられている次の固定資産について、現行の特例割合等が見直されたことを受け、本市で定める特例割合について次のとおり見直しを行う。

(ア) 汚水又は廃液処理施設に係る固定資産（市税条例附則第10条の2第1項）

対象資産	平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された汚水又は廃液処理施設（有害な汚水又は廃液を排出する特定施設等を設置する工場又は事業場にある油水分離装置等）
わがまち特例の内容	固定資産税（償却資産）の課税標準の特例割合 1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内 (現行：1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内)
本市の特例割合	<u>1/2</u> （現行：1/3）

(イ) 雨水貯留浸透施設に係る固定資産 (市税条例附則第10条の2第4項)

対象資産	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得された雨水貯留浸透施設(特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設)
わがまち特例の内容	固定資産税(償却資産)の課税標準の特例割合 3/4を参酌して2/3以上5/6以下の範囲内 (現行:2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内)
本市の特例割合	<u>3/4</u> (現行:2/3)

(ウ) 家屋の指定避難用部分に係る固定資産 (市税条例附則第10条の2第7項)

対象資産	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に取得された指定避難施設の用に供する家屋のうち避難用部分(津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設の用に供する家屋のうち避難用部分)
わがまち特例の内容	固定資産税(家屋)の課税標準の特例割合 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内
本市の特例割合	<u>2/3</u>

(エ) 指定避難用施設に附属する避難の用に供する償却資産に係る固定資産

(市税条例附則第10条の2第10項)

対象資産	指定避難用施設に附属する避難の用に供する償却資産
わがまち特例の内容	償却資産の価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内
本市の特例割合	<u>2/3</u>

(オ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産(市税条例附則第10条の2第14、15、16、17、18項)

対象資産	平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された再生可能エネルギー発電設備 ①太陽光発電設備 ②風力発電設備 ③水力発電設備 ④地熱発電設備 ⑤バイオマス発電設備
	最初の3年度分について、固定資産税の課税標準の特例割合を次の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。
① 太陽光発電設備	・1,000kw未満 2/3を参酌して1/2以上5/6以下 ◎1,000kw以上 3/4を参酌して7/12以上11/12以下

わがまち 特例の 内容	② 風力発電設備	・20kw以上 2/3を参酌して1/2以上5/6以下 ◎20kw未満 4/3を参酌して7/12以上11/12以下
	③ 水力発電設備	◎5,000kw以上 2/3を参酌して1/2以上5/6以下 ・5,000kw未満 1/2を参酌して1/3以上2/3以下
	④ 地熱発電設備	◎1,000kw未満 2/3を参酌して1/2以上5/6以下 ・1,000kw以上 1/2を参酌して1/3以上2/3以下
	⑤ バイオマス発電設備	◎10,000kw以上20,000kw未満 2/3を参酌して1/2以上5/6以下 ・10,000kw未満 1/2を参酌して1/3以上2/3以下 ※20,000kw以上は特例措置対象外
	① 太陽光発電設備	・1,000kw未満： <b>2/3</b> ◎1,000kw以上： <b>3/4</b>
本市の 特例割合	② 風力発電設備	・20kw以上： <b>2/3</b> ◎20kw未満： <b>3/4</b>
	③ 水力発電設備	◎5,000kw以上： <b>2/3</b> ・5,000kw未満： <b>1/2</b>
	④ 地熱発電設備	◎1,000kw未満： <b>2/3</b> ・1,000kw以上： <b>1/2</b>
	⑤ バイオマス発電設備	◎10,000kw以上20,000kw未満： <b>2/3</b> ・10,000kw以上： <b>1/2</b>
	【参考】現行：上記①②は2/3、上記③④⑤は1/2（全て参酌割合と同じ）	

◎細分化によって新たな区分となったもの